

1

にほんこくみん せいとう せんきよ こっかい だいひょうしゃ つう こうどう
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われ
らとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわ
たつて自由のもたらず恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が
おこることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存すること
を宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託による
ものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを
行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、
この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲
法、法令及び詔勅を排除する。

2

にほんこくみん こうきゅう へいわ ねんがん にんげんそうご かんけい しばい すうこう りそう
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想
を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、
われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専
制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会
において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひ
としく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認
する。

3

われらは、いづれの^{こっか}国家も、^{じこく}自国のことのみに^{せんねん}専念して^{たこく}他国を^{むし}無視しては
ならないのであつて、^{せいじどうとく}政治^{ほうそく}道德の^{ふへんてき}法則は、^{ほうそく}普遍的なものであり、この^{ほうそく}法則に
^{じゅう}従ふことは、^{じこく}自国の^{しゅけん}主権を^{いじ}維持し、^{たこく}他国と^{たいとうかんけい}対等^{かっこく}関係に^{かっこく}立たうとする^{かっこく}各国の^{しん}責
務であると^{しん}信ずる。

4

日本国民は、^{こっか}国家の^{めいよ}名誉に^{ぜんりょく}かけ、^{ぜんりょく}全力を^{すうこう}あげてこの^{りそう}崇高な^{もくてき}理想と^{もくてき}目的を^{もくてき}達
成することを^{しん}誓ふ。